

小規模多機能型居宅介護サービス契約書
介護予防小規模多機能型居宅介護サービス契約書

株式会社 ふれあい広場

小規模多機能ホーム ふれあい多居夢 蔵

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護 利用契約書

_____（以下「利用者」という）と 株式会社 ふれあい広場（以下「事業者」という。）は利用者が事業者から提供される小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」という。）を提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者（以下、「管理者」という。）は、事業者の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という。）に利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下、「介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び介護計画について、利用者及び利用者代理人に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、利用者又は利用者代理人の要請に応じて、居宅サービス計画及び介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という。）、利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という。）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という。）を柔軟に組み合わせ、介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（サービス利用料金の自己負担分）を事業者に支払うものとします。
但し、利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、利用者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、利用者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
 - 二 食事の提供に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 宿泊にかかる費用
 - 五 サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月28日までに支払うものとします。
- 7 利用者代理人は本契約に基づき利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して履行の責を負うものとする。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期間においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく利用者からサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現にサービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対策を行います。
- 4 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、それを2年間保管し、利用者または利用者代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務）

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者代理人（その家族）等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者または利用者代理人（その家族）等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

1 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一 利用者又は利用者代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

二 利用者、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

四 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 利用者身元引受人兼連帯保証人の条件・義務等

第13条（利用者身元引受人兼連帯保証人）

利用者には利用者身元引受人兼連帯保証人（以下保証人と言う）を1名定めていただきます。保証人は個人とします。

1 当ホームの利用契約から生じる利用者のすべての債務を連帯して履行の責を負うこととします。

2 利用契約終了時の利用者の身柄の引き取りをいただきます。

3 利用者の治療、入院に関する手配の協力をお願いいたします。

4 利用者の治療に関して、医療機関から医療的同意を求められ、利用者がその意思を示すことが出来ない場合、利用者に代りその対応及び手続きをお願いいたします。

5 保証人がその義務が履行できなくなった場合、新たな保証人を速やかに選定し事業者へ通知するものといたします。

6 保証人を定めることが出来ない相当の理由があり、事業者が認めた場合はこの限りではありません。

第六章 契約の終了

第14条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 五 第15条から第17条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第（1）号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第15条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第7条第3項により本契約を解除する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者が他の介護サービスへ移行する場合

第16条（利用者からの契約解除）

- 利用者は、事業者または従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくは従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくは従事者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくは従事者が、故意または過失により利用者または利用者代理人等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第17条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、利用者及び利用者代理人が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
- 一 利用者及び利用者代理人が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月滞納した時
 - 三 利用者が、故意または重大な過失により事業者または従事者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 利用者が小規模多機能居宅介護サービス利用に当たって、他の利用者の利害を著しく侵害する場合

第18条 (清算)

第14条第1項第(2)号から(5)号により本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務、その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月28日までに清算するものとします。

第七章 その他

第19条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者、利用者代理人または利用者家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第20条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通保有するものとします。

利用開始日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者代理人 住所

氏名 (続柄)

利用者身元引受人 住所

兼連帯保証人

氏名 (続柄)

事業者 住所 埼玉県戸田市本町1-21-2

名称 株式会社ふれあい広場

代表者名 関口 浅次

取扱事業所 住所 埼玉県蕨市中央3-15-22

名称 ふれあい多居夢 蕨

説明者 氏名